5.455
付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、キューバ、ロシア、グルジア、ハンガリー、カザフスタン、モルドバ、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、5670―5850MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。
5.456
付加分配：カメルーンでは、5755―5850MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。
5.457
オーストラリア、ブルキナファソ、コートジボワール、マリ及びナイジェリアでは、6440―6520MHz（ＨＡＰＳから地上方向）及び6560―6640MHz（地上からＨＡＰＳ方向）の周波数帯における固定業務への分配は、これらの国々の領域内における高高度プラットフォーム局（ＨＡＰＳ）のゲートウェイリンクにも使用することができる。このような使用は、ＨＡＰＳのゲートウェイリンクにおける運用に限られ、既存業務に対して有害な混信を生じさせてはならず、それらの局からの保護を要求してはならない。また、決議第150（ＷＲＣ―12）を順守しなければならない。ＨＡＰＳのゲートウェイリンクは、既存業務の将来的な発達を妨げてはならない。これらの周波数帯におけるＨＡＰＳのゲートウェイリンクの使用は、ＨＡＰＳのゲートウェイリンクを使用しようとしている主管庁の国境から1000km以内に領域を持つ他の主管庁との明確な同意を要する。
5.457A
5925―6425MHz及び14―14.5GHzの周波数帯においては、船舶地球局は、固定衛星業務の宇宙局と通信することができる。この使用は、決議第902（ＷＲＣ―03）に従うものとする。
5.457B
5925―6425MHz及び14―14.5GHzの周波数帯においては、船舶地球局は、決議第902(ＷＲＣ―03)の規定に含まれる特性及び条件下で、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、コモロ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、ヨルダン、クウェート、リビア、モロッコ、モーリタニア、オマーン、カタール、シリア、スーダン、南スーダン、チュニジア及びイエメンにおいて、二次的基礎の海上移動衛星業務で運用することができる。この使用は、決議第902（ＷＲＣ―03）の規定に従うものとする。
5.457C
第二地域（ブラジル、キューバ、フランス海外県、グアテマラ、パラグアイ、ウルグアイ及びベネズエラを除く。）では、5925―6700MHzの周波数帯は、航空機局による飛行テストのための航空移動テレメトリに使用することができる（無線通信規則第1.83号参照）。この使用は、決議第416(ＷＲＣ―07）に従い、固定衛星業務及び固定業務に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの業務からの保護を要求してはならない。この使用は、移動業務の他のアプリケーションや、この周波数帯に同等の優先度で分配されている他の業務による使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。
5.458
6425―7075MHzの周波数帯においては、マイクロ波受動検知器による測定が海上で行われる。7075―7250MHzの周波数帯においては、マイクロ波受動検知器による測定が行われる。主管庁は、6425―7025MHz及び7075―7250MHzの周波数帯の将来の計画において、地球探査衛星業務（受動）及び宇宙研究業務（受動）の需要に留意するものとする。
5.458A
固定衛星業務の宇宙局に6700―7075MHzの周波数帯の割当てを行う際、主管庁は、不必要な発射による有害な混信から、6650―6675.2MHzの周波数帯での電波天文のスペクトル線観測を保護するあらゆる実行可能な措置を執ることが求められる。
5.458B
6700―7075MHzの周波数帯の固定衛星業務の宇宙から地球への分配は、移動衛星業務の非静止衛星システムのためのフィーダリンクに限られ、無線通信規則第9.11A号の規定に従って調整することを条件とする。移動衛星業務の非静止衛星システムのためのフィーダリンクによる6700―7075MHz（宇宙から地球）の周波数帯の使用には、無線通信規則第22.2号を適用しない。
5.458C
固定衛星業務の静止衛星を用いたシステムによる7025―7075MHz（地球から宇宙）の周波数帯の使用を提案している主管庁は、1995年11月17日後は、1995年11月18日前にこの周波数帯で非静止衛星システムを通告し使用している主管庁の要請があった場合は、ＩＴＵ―Ｒの関係勧告に基づいて協議しなければならない。この協議は、この周波数帯での固定衛星業務の静止衛星システム及び非静止衛星システムの両方で共用での運用を促進する観点から行われる。
5.459
付加分配：ロシアでは、7100―7155MHz及び7190―7235MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で宇宙運用業務（地球から宇宙）にも分配する。
5.460
宇宙研究業務（地球から宇宙）による7145―7190MHzの周波数帯の使用は、深宇宙に限る。深宇宙への発射は、7190―7235MHzの周波数帯に影響を与えてはならない。7190―7235MHzの周波数帯で運用する宇宙研究業務の静止衛星は、既存及び将来の固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第5.43A号の規定は適用しない。
5.461
付加分配：7250―7375MHz（宇宙から地球）及び7900―8025MHz（地球から宇宙）の周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で移動衛星業務にも分配する。
5.461A
気象衛星業務（宇宙から地球）による7450―7550MHzの周波数帯の使用は、静止衛星システムに限る。この周波数帯において1997年11月30日前に通告された非静止気象衛星システムは、その寿命の終了まで一次的基礎で運用することができる。
5.461B
気象衛星業務（宇宙から地球）による7750―7900MHzの周波数帯の使用は、非静止衛星システムに限る。
5.462（未使用）
5.462A
第一地域及び第三地域（日本を除く。）では、静止衛星を用いた地球探査衛星業務による8025―8400MHzの周波数帯の使用は、影響を受ける主管庁の同意を得ることなく、次の到来角（$\theta$）に対する規定値（決議第124（ＷＲＣ―97）参照。）を超える電力束密度を生じさせてはならない。
$0^\circ \leq \theta < 5^\circ$に対しては１MHzの周波数帯幅において－135dB（W/㎡）
$5^\circ \leq \theta < 25^\circ$に対しては１MHzの周波数帯幅において$-135+0.5(\theta-5)$ dB（W/㎡）
$25^\circ \leq \theta \leq 90^\circ$に対しては１MHzの周波数帯幅において－125dB（W/㎡）
5.463
8025―8400MHzの周波数帯では、航空機局は送信することを許されない。
5.464（未使用）
5.465
宇宙研究業務による8400―8450MHzの周波数帯の使用は、深宇宙に限る。
5.466
業務の種類の地域差：シンガポール及びスリランカでは、宇宙研究業務に対する8400―8500MHzの周波数帯の分配は、二次的基礎とする（無線通信規則第5.32号参照）。
5.467（未使用）